令和 0 年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

修正　F D 4 7 7 2

受贈者の氏名

提出用

第一表の二（令和7年分以降用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

住宅取得等資金の非課税分

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の２第１項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注１）

（単位：円）

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ		令和　年　月　日
氏名 生年月日　明治1、大正2、昭和3、平成4 続柄　（直系尊属）父1、母2、祖父3、祖母4、上記以外5（※5の場合に記入します。）		令和　年　月　日
住宅取得等資金の合計額		㊳

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住所 フリガナ		令和　年　月　日
氏名 生年月日　明治1、大正2、昭和3、平成4 続柄　（直系尊属）父1、母2、祖父3、祖母4、上記以外5（※5の場合に記入します。）		令和　年　月　日
住宅取得等資金の合計額		㊴

非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額（1,000万円又は500万円）（注２）	㊵	
	令和６年分以後の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㊶	
	住宅資金非課税限度額の残額（㊵－㊶）	㊷	
贈与者別の非課税の適用を受ける金額の計算	㊳のうち非課税の適用を受ける金額	㊸	
	㊴のうち非課税の適用を受ける金額	㊹	
	非課税の適用を受ける金額の合計額（㊸＋㊹） （㊷の金額を限度とします。）	㊺	
贈与税の課税価格に算入される金額の計算	㊳のうち課税価格に算入される金額（㊳－㊸） （㊳に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊻	
	㊴のうち課税価格に算入される金額（㊴－㊹） （㊴に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	㊼	

不動産番号等の明細

新築・取得・増改築等をした住宅用の家屋等の登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号等を記入してください。

※不動産番号等の記載されている書類の写しを添付した場合には下記の記入を省略することができます。

不動産の種別	所在及び地番又は家屋番号	不動産番号
□土地 □建物		
□土地 □建物		
□土地 □建物		

（注１）　住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、この申告書に係る年分（以下「適用年分」といいます。）の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は□の中にレ印を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります（適用年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超（新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の床面積が50㎡未満である場合は1,000万円超）の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。）。

□ 私は、適用年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。

（注２）　新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の４の２第８項又は第９項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,000万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「500万円」となります。

（注３）　住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

＊	税務署整理欄	整理番号	名簿	確認	

＊欄には記入しないでください。